

令和 3 年 度

年 間 監 査 計 画 書

羊蹄山麓環境衛生組合監査委員

1 令和3年度の財務監査等に当たって

監査に当たっては、改正地方自治法の施行により、内部統制制度に依拠した、監査基準に基づく財務監査等を実施することとなっていますが、当組合においては、内部統制制度が導入及び実施されていないことから、従来どおり、リスクの重要性に応じて監査等を行い、量的重要性及び質的重要性が高いリスクについて、監査範囲の拡大や関係職員へのヒアリング等、重点的に監査等を実施するとともに事務の管理及び執行等についても予算及び議決並びに法令等に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、行政区域内の住民の福祉の増進が図られているかについて監査、検査及び審査を実施します。

なお、監査等の実施方法については、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査する「試査」を基本として行います。

監査基準では、「事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって行政区域内の住民の福祉の増進と政策への信頼確保に資する」ことを目的としています。

このようなことから財務監査等を通じ、組合行政への信頼の確保及び行政区域内の住民の福祉の増進に務めるものといたします。

2 基本方針

令和3年度の財務監査等は、次の基本方針に基づき実施します。

(1) リスクアプローチによる効率的かつ効果的な監査

各リスクの量的・質的重要度を踏まえ、効率的かつ効果的な監査を行います。

(2) 正確性、経済性、効率性、有効性の視点を踏まえた監査

(3) 財務監査等の品質管理

(4) 財務監査等の結果の情報発信

3 財務監査等の主な着眼点

令和3年度に実施する財務監査等は次によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途、各実施計画において定めます。

(1) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

一般会計、基金及び歳入歳出外現金の毎月の現金の出納を対象として、毎月の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、検査当日の保管現金を確認します。

(2) 決算審査（地方自治法第233条第2項）

令和元年度決算を対象として審査します。

一般会計の歳入歳出決算審査が会計管理者が調製した令和元年度決算及び関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、予算

執行及び財産管理の状況についても審査します。

(3) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

令和元年度の基金の基金運用状況を示す書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているか審査します。

(4) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

監査対象事務が経済的、効率的及び有効に執行されているか、法令等の規定にしたがって執行しているか、その組織及び運営が合理的であるかなど監査します。

(5) 財務監査（定期監査）（地方自治法第 199 条第 1 項）

財務事務及び工事について監査します。

財務事務の合規性及び正確性のほか、事業の経済性、効率性及び有効性の視点も踏まえ監査します。工事については、工事監理及び安全管理の視点も踏まえ監査します。

(6) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

組合からの財政援助等に係る団体の出納関係事務を対象として、合規性及び正確性の視点を中心に監査するとともに、団体運営等に対する指導又は監督の適切性について監査します。

(7) その他の監査（地方自治法第 75 条、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項並びに第 243 条の 2 の 2 第 3 項）

前 1 号から 7 号までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

4 財務監査等の実施時期及び報告、公表時期(予定)

別表、令和 3 年度監査等年間実施計画表のとおり報告、公表時期については実施時期の翌実施時期を目途に報告、公表することとします。

(1) 定期監査

ア 報告 地方自治法第 199 条第 9 項に基づき、議会及び組合長へ報告を行う。

イ 公表 羊蹄山麓環境衛生組合公告式条例(昭和 57 年条例第 1 号)による方法及び行政区域内の住民が見やすい方法(ホームページへ掲載)により公表する。

ウ 公表の時期 実施後速やかに公表する。

(2) 定期監査に伴う組合長による措置状況

ア 措置状況の報告 組合長が監査結果に基づく措置を講じたとき。

イ 公表 同法第 12 項に基づき、(1)の例により公表する。

ウ 公表の時期 通知を受けたとき。

(3) 例月現金出納検査及び財務監査

ア 報告 検査の結果は、各定例議会開会前に議会及び組合長に報告する。

イ 公表 (1)の例による公表する。

(4) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 報告 審査終了後、監査委員の意見を付した決算審査意見書を組合長に提出する。

イ 公表 組合長による公表のほか、監査委員は(1)の例により公表する。

ウ 公表の時期 令和2年12月末

5 会議・研修会等への参加

① 全国監査委員協議会

- ・全国町村監査委員研修会（東京都・渋谷公会堂）

令和3年10月26日（火）～10月27日（水）

② 北海道町村等監査委員協議会

- ・監査ゼミナール 令和3年11月15日（月）（札幌市・第2水産ビル）
- ・監査委員・補助職員研修会 令和3年11月16日（火）（札幌市・ポールスター札幌）
- ・補助職員研修会 令和3年11月17日（水）（札幌市・第2水産ビル）
- ・定例大会・講演会 令和4年2月3日（木）（札幌市・ポールスター札幌）

③ 後志町村等監査委員協議会

- ・定期総会及び第1回研究協議会 令和3年4月19日（月）（札幌市・ポールスター札幌）
- ・第2回研究協議会 令和4年2月2日（水）（札幌市・ポールスター札幌）

6 監査等の提出書類・出席範囲

種類	提出書類	出席範囲
定期 監査	・事務分担表・歳入、歳出予算執行状況一覧 ・補助金等交付状況歳出伝票一覧表・委託業務状況調 ・工事請負費歳出伝票一覧表・備品購入状況調 ・車両使用状況調・その他特に指定するもの 【関係帳簿等】 出張命令簿・支出負担行為票綴・備品台帳・車両管理簿・出席簿等	所長 総務次長 施設次長 担当職員
随時 監査	・監査実施の都度、指定する書類	監査実施の都度 指定する職員
行政 監査	・監査実施の都度、指定する書類	監査実施の都度 指定する職員
財政 援助 団体 に対する 監査	・補助金等申請及び実績報告・予算書及び決算書 ・団体の定款、総会資料、事業概要書・組織図 ・事業計画書及び報告書 ・収支伝票、出納簿、通帳、財務諸表 ・その他必要と認めるもの	監査実施の都度 指定する職員
例月 現金 出納 検査	・収支月計表（各会計、歳計外） ・現金・預金現在高及び収支報告書（該当月末日分） ・基金会計一覧表・預金通帳 ・歳入歳出集計表・歳計外収支計算表 ・支出命令票・現金保管状況等 ○その他特に指定するもの	会計管理者 （出納室長） 出納係長 所長 総務次長
決算 審査	・歳入歳出決算書 ・決算に係る主要なる施策の成果説明書 ・実質収支に関する調書 ・財産に関する調書・基金運用状況調書 ・預金残高証明書・収入支出書類等 ○その他特に指定するもの	会計管理者 （出納室長） 出納係長 所長 総務次長 施設次長 都度指定する 担当職員

別 表

令和 3 年度監査等年間実施計画表

月別 区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
定期監査(予定)						講評						
出納検査(予定)	毎月 2 5 日頃											
決 算 審 査						講評						
随 時 監 査 行 政 監 査	「必要があると認めるとき」											
財政援助団体等に対する監査 公金の収納又は支払 事務に関する監査	「必要があると認めるとき、または組合長の要求があったとき」											
その他の監査	「請求、要求、委任があったとき」											

- ・ **定例監査「法第 199 条第 4 項」**
会計年度で 1 回以上、財務に関する事務及び事業の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・ **出納検査「法 235 条の 2 第 1 項」**
出納検査は現金の収支が正確に現金出納簿に記載され、現金残高が出納の残高と一致していることを確かめるもの。
- ・ **決算審査「法 233 条第 2 項」**
決算審査は、単に係数の正否を調べるだけではならず、決算に計上された金額の関係帳簿及び証拠書類の金額との合致、さらにその内容に実質審査として、予算執行状況の審査を行わなければならない。
- ・ **随時監査「法第 199 条第 5 項」**
監査委員は地方自治法第 199 条第 5 項により、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行について、必要があると認めるときは、いつでも監査を実施できる。
- ・ **行政監査「法第 199 条の 1 第 2 項」**
一般行政事務そのもの、すなわち部課等の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営などにつき、その適正及び効率性、能率性の観点から行う監査。